

仕様書

I 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「市有施設への再生可能エネルギー導入調査業務」（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が委託者の承諾を得ることをいう。

3 受託者の業務

受託者は契約の履行にあたって、次の事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務の処理に関し、得た秘密について他に漏らさないこと。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。
- (4) 業務の実施にあたり、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

5 業務処理責任者等

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定めること。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、図書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

6 提出書類

- (1) 受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。

(2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

7 着手

受託者は契約締結後速やかに業務日程表を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

8 打合せ

(1) 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。

(2) 本業務の実施にあたって、業務処理責任者と委託者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

9 業務の完了

(1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

(2) 検査に際しては、成果品その他関係資料を整えておくものとし、業務処理責任者を出席させるものとする。

10 その他

(1) この仕様書に明記されていない事項については、本市との協議によること。

(2) この業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。協議及び承諾は、原則として書面により行うこと。

(3) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報、その他情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。

(4) 本業務に係る著作権、印刷物および提出された原稿・データに関する権利は委託者に帰属する。委託者の許可なく第三者に貸与又は公表してはならない。

(5) この業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

(6) 委託者から受領した個人情報が記録された資料等は、保管場所まで紛失しないよう対策すること。

(7) 個人情報が記録された資料等は、施錠できる場所で保管すること。

(8) 返信されてきた封筒に個人情報が記載されていた場合は、シュレッダーで裁断して廃棄すること。

(9) 返送された返信用封筒およびアンケート用紙については、受託者が適正な方法で廃棄すること。

(10) 本調査は業務の性格上、入札参加者は電力小売事業を実施していない者とする。

II 業務内容

1 業務名

市有施設への再生可能エネルギー導入調査業務

2 業務目的・概要

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など環境配慮の取組推進に努めており、本市は、地球の平均気温の上昇を1.5°Cまでに抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること（ゼロカーボン）」を設定し、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととした。

また、令和2年度末に公表した「札幌市気候変動対策行動計画」では、市有施設が購入する電力を再生可能エネルギー100%（RE100化）の電力に切り替えていく「RE100化モデル事業」の検討を位置づけている。

「RE100化モデル事業」では、モデルとなる市有施設の使用電力を再生可能エネルギー100%の電力にすることで、施設の温室効果ガス排出量の削減を図るほか、札幌市が率先して環境配慮に取り組み、再生可能エネルギー100%の電力を購入していく姿勢を市民や市内企業に示すことにより、市全体の意識が高まり大きな波及効果を生むことが期待されている。

より効果の高いモデル施設を選定して再生可能エネルギー100%の電力を導入していくために、施設の分析・評価を行うとともに、事業者の再エネ電力導入に対する意識調査を行い、市内全域での率先した再エネ電力の供給拡大に繋げるため、以下の項目を調査・検討する。

(1) 調査企画検討

業務概要を踏まえ、委託者と協議の上で、検討に必要な情報について内容を整理し、札幌市内での再エネ電力供給拡大の普及ターゲットとなる事業者や市民像などを具体化する。また、他都市での再エネ電力導入事例を調査すること。

ア 再エネ電力導入に関わる各種情報

企業等での導入事例や小売電力事業者の電力契約に関する情報、市内の電力需要状況等、札幌市でターゲットとなる事業者・市民像を具体化するための各種情報を収集すること。

イ 他都市での再エネ電力導入事例の調査

他都市で実施している再エネ電力導入の先行事例を調査する。具体的な調査内容については委託者と協議のうえ実施すること。

(2) 導入モデルの検討

ア 導入スケジュール

普及ターゲットを踏まえて、モデル施設の導入スケジュール表を作成すること。

イ 経費及び効果

先行事例のある電力メニューを提供している小売電気事業者へ打合せ等を行い、モデル施設の年間電力使用量、電力契約種別をもとに、電力供給メニュー情報、非化石証書の価格など得られた情報から経費を算出すること。

また、導入した際に得られる CO2 削減に対する費用対効果の予測を立てて、根拠となる資料も提示すること。

なお、上記に係る資料の収集方法などについては委託者と協議のうえ適切に行うこと。

ウ モデル施設の選定

上記ア・イを分析・評価のうえ、モデル施設を選定すること。さらに選定理由について資料を提出すること（モデルとなる施設の特徴も記載すること）。また、モデル施設を選定する際に必要な情報については協議のうえ、必要に応じて委託者から提供する。

(3) 再エネの市場調査及び今後の見通し検討

ア 再エネの市場調査

再エネ価値の容量などを調査し、市有施設の電力負荷に対して、再エネ電力がどれほど供給できるのか調査する。調査に際して、再エネの比率、定義など詳細に情報収集すること。また、市内の卒 FIT（※卒 FIT とは、太陽光発電による余剰電力を高値の FIT（固定価格買取制度）で売電できる期間が満了することを指す）についても可能な限り情報を収集すること。

イ 今後の見通し検討

本市が調達している多様な電力メニューに対し、再エネ価値を付与した電力を供給することができるか調査して、今後の再エネ電力の普及に向けて検討する。契約している電力メニューについては委託者より情報を提示すること。

(4) 市の廃棄物発電を利用した再エネ電力の供給可能性検討

市の清掃工場から発生する電力で再エネ電力を調達できるか調査すること。また、複数の調達パターンが考えられる場合は、それらのパターンについてもできる限り情報を収集すること。

(5) 事業者アンケート調査の実施

【対象事業者】

令和 2 年度に環境保全行動計画・自動車使用管理計画を提出した事業者を基本とし委託者と協議確認の上で決定すること。

ア アンケート調査票の作成

(1)、(2)、(3)で収集把握した再エネ電力の導入事例や再エネの市場調査及び今後の見通しを踏まえ、再エネ電力調達への関心、現状での事業者意識や取組の実践状況を把握するためのアンケート手法と項目案を検討すること。アンケート項目等については、委託者の確認を受けること。

イ アンケート調査の実施

回答数 80 事業者を目標に、9 月下旬までの回収を想定して実行すること。なお、本業務趣旨を踏まえて最適なアンケート手法について提案し、委託者と協議確認の上で実施すること。

なお、回収数が想定と乖離した場合でも設計変更は行わないこととする。

ウ アンケートの集計及び分析

(5)イで回収したアンケートの集計と分析を行うこと。入カフォーマットや作成グラフ内容、分析手法については事前に委託者と十分に調整確認を行い、承諾を得ること。

(6) 報告書の作成

ア アンケート調査結果の報告書

途中経過を速報版として、令和 3 年 7 月中旬を目処に報告すること。

最終版の報告は令和 3 年 9 月末に行い、集計した最終の結果を取りまとめ、データを提出すること。

イ 中間報告書

(1)～(4)の中間報告を令和 3 年 6 月末に行うこと。

ウ 最終報告書

(1)～(5)の最終報告をとりまとめ、報告書を作成すること。

(7) 打ち合せ

ア 初回打ち合わせ

委託者の要望事項の内容の把握、業務履行期間の工程調整、方針及び検討事項の内容等の打ち合わせを行う。また、貸与資料の確認を行うこと。

イ 最終打ち合わせ

業務完了時における総括説明および成果品納入、検収の立ち会いを行うこと。

3 履行期間

契約の日から令和 3 年 12 月 10 日まで

ただし、中間報告に関しては 2 (6)を参照のこと。

4 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を作成し、本市業務主任に提出しなければならない。

名称	規格・内容	部数	提出期限
業務着手届	—	1	着手後速やかに
業務日程表	—	1	着手後速やかに
成果品			
① 中間報告書	A4判の報告書とする。 (PowerPoint形式) ※中間報告内容については、事前に委託者と十分に調整すること。	1	業務終了後直ちに (中間報告書については受託者と調整し、7月中に一度報告すること)
② 業務報告書	A4判の報告書とする。 (PowerPoint形式) (2)アンケート結果 (PowerPoint形式) ※報告項目や記載内容については、事前に委託者と十分に調整すること。	1	
③ 電子データ (CD-R)	業務報告書データ、アンケート集計・分析データ	1	
④ 根拠資料 一式	モデル施設選定に使用した資料のコピー	1	
業務完了届	—	1	

5 本市業務主任

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課 西條 鎌田

TEL: 011-211-2872 FAX: 011-218-5108